

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.10 平成27年度の保険料率について

平成27年度の保険料率は、これまでと変わりません

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料} \\ \text{(年額)} \\ \text{限度額 57万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{1人当たり} \\ \text{35,300円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額33万円)} \\ \times \text{所得割率 7.15\%} \\ \hline \end{array}$$

保険料は、被保険者が等しく負担する『均等割額』と、被保険者の所得に応じて決まる『所得割額』の合計となります。平成27年度の保険料率は、平成26年度と同じく『均等割額』が1人当たり35,300円、『所得割率』が7.15%となります。

平成27年度の保険料額および納付方法については、
7月中旬に加入者の皆さんにお知らせします。

保険料の軽減について（申請手続きは不要です）

平成26年中の所得状況に応じて、保険料が軽減されます。

【均等割額の軽減】…世帯の所得状況に応じて『均等割額』が軽減されます。

軽減割合は、同一世帯内の被保険者および世帯主（被保険者でない方も含む）の所得の合計金額をもとに、基準（下表）により判定します。

■軽減対象判定基準

均等割額 軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計金額	軽減後の均等割額 (年額)
9割軽減	33万円以下の世帯で、 被保険者全員が所得0円かつ公的年金収入額が80万円以下	3,530円
8.5割軽減	33万円以下の世帯	5,295円
5割軽減	33万円＋（被保険者数×26万円）以下の世帯	17,650円
2割軽減	33万円＋（被保険者数×47万円）以下の世帯	28,240円

【所得割額の軽減】…個人の所得状況に応じて『所得割額』が軽減されます。

軽減割合は、被保険者個人の所得金額をもとに、下表の基準により判定します。

■軽減対象判定基準

所得割額軽減割合	被保険者本人の所得状況
5割軽減	総所得金額等から基礎控除額33万円を引いた額が58万円以下 (年金収入のみの方は、年金収入年額211万円以下)

学校からのお知らせ

今月は関川中学校からの紹介

平成27年度入試から 新しい選抜制度が始まりました

大きく二つの選抜制度になりました。2月に実施される特色化選抜入試（対象は県教委が指定した高校）と3月に実施されるこれまでと同じ一般選抜入試です。但し、一般入試は一部高校を除き1日制から2日制となりました。2日目は学校独自検査といい高校によって内容が異なります。具体的内容については下記をご覧ください。

特色化選抜

●対象生徒

- ・スポーツ活動、文化活動、科学分野の活動等に秀でた実績がある生徒
- ・各高校の特色ある教育推進の中心的役割を果たすことが期待される生徒

●近隣の実施校

- ・村上桜ヶ丘高校（駅伝・野球）
- ・新発田商業高校（バレーボール）
- ・豊栄高校（柔道）
- ・新潟工業高校（サッカー・ラグビー・バスケットボール・ウエイトリフティング）

一般選抜

●検査

1日目学力検査（全日制5教科、定時制3教科）

2日目学校独自検査（学力検査翌日に行う）

学校独自検査は次の4通りとなっています。

- ①筆答検査A＝英語の文章や数理的な課題を与え、それを読み取る力と自分の考えや意見をまとめる力、論理的な思考力を見る。

近隣の実施校 新発田（普通・理数）

- ②筆答検査B＝日本語の文章を与え、その要旨を正確に理解する力と、与えられた課題に対する思考力・判断力・表現力をみる。

近隣の実施校 村上（普通）・新発田南（普通）

- ③PRシート 近隣の実施校 新発田農業

- ④面接 近隣の実施校 村上桜ヶ丘・荒川・新発田南・新発田商業

好き!! スキー授業

【日時】2年：2月17日 1年：2月25日

【場所】わかぶな高原スキー場

【生徒の感想】

2年女子

今回のスキー教室は、たくさんのコースをすべりました。特に楽しかったコースは上級コースです。3回滑り、1度も転ばなかったのがうれしかったです。また、パラレルターンができるようになりました。最初は足をそろえてすべるのが難しかったけどだんだんうまく滑れるようになって良かったです。

がんばれ！関川っ子

このたび、青少年育成関川村民会議（伝信男会長・大島）から、全国大会に出場する選手に記念品が贈られました。



近

（村上高校1年・大島）
日菜子さん

ー種目・ソフトテニス団体ー

3月28日から30日にかけて、愛知県名古屋市で開催される第40回全日本高等学校選抜ソフトテニス大会団体戦に出場します。

全国大会での活躍が楽しみです。

国民年金保険料の『強制徴収』について

日本年金機構では、平成27年2月～3月にかけて国民年金保険料の強制徴収を集中的に取り組んでいきます。

強制徴収とは

国民年金保険料を支払う能力を持ちながら、再三の督促にもかかわらず、保険料を納付する意志のない方に対し、財産調査や差押えなどをすることです。

【問い合わせ先】新発田年金事務所国民年金課

☎0254-23-2120

児童扶養手当制度の改正について

平成26年12月から、法改正によって、児童扶養手当額より遺族年金などが少ないときは、その差額分を受給できるようになりました。

児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしない児童が育成される家庭の生活安定と自立促進のために支給される手当です。支給された手当は児童の健全な育成のために使われなければならないとされています。

支給の条件

父母が婚姻を解消した児童を父又は母が監護していること。ただし、父又は母が婚姻関係にあるときは支給されません。

【問い合わせ先】

住民福祉課福祉保険班 ☎64-1471